

特定非営利活動法人ハーフタイム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ハーフタイムという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都葛飾区お花茶屋1丁目25番12号preminass202号室三枝方に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、貧困、虐待、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行などさまざまな生きづらさを抱えた子どもたちが、自己肯定感の向上、規則正しい生活習慣の習得、並びに将来に対する前向きな姿勢の獲得を行えるよう、信頼関係を構築しながら安心・安全な居場所を提供するとともに、保護者からの相談の対応・地域社会への情報の提供等を行いながら、こうした子どもたちの社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 拠点型による生活相談・学習支援事業
- (2) 個別対応型による生活相談・学習支援事業
- (3) 社会的自立支援のための生活訓練事業
- (4) 社会的自立や健全育成に関する情報提供事業
- (5) 前各号の事業の提供を受けた若者の社会的自立支援のための生活相談事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める方法に従い、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 所定の退会の手続きを履行したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める方法に従い、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えないなければならない。

第4章 役員等及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 棚欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、この法人の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。

2 職員の任免は、理事長が行う。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 解散における残余財産の帰属
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(2) 入会金及び会費の額

(3) 資産の管理の方法

(4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営

(6) 総会に付議すべき事項

(7) その他運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった

とき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも1日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業

年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員及び相談役は、次のとおりとする。

理事長 橋井啓子

副理事長 新井富子

理事 高村玲子

理事 長岡厚子

理事 布施尚雄

理事 三枝功侍

監事 寺門順子

相談役 森川清

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 年額 12,000円

(2) 賛助会員 1口 1,000円(一口以上)

附則 この定款は、平成30年9月30日から施行する。

附則 この定款は、令和2年12月4日から施行する。

附則 この定款は、令和5年9月1日から施行する。

附則 この定款は、令和7年5月25日から施行する。

附則 この定款は、令和 年 月 日から施行する。

設立・定款変更用

令和7年度

事業計畫

特定非営利活動法人ハーフタイム

1 事業実施の方針

さまざまな生きづらさを抱えた子どもたちへの寄り添いに関して、拠点型生活相談・学習支援事業、個別対応型生活相談・学習支援事業、社会的自立支援のための生活訓練事業、並びに上記事業の提供を受けた若者の社会的自立支援のための生活相談事業などについて、ボランティアスタッフや関係機関・団体との連携を活用して実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 8,548.5 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
拠点型による生活相談・学習支援事業	ボランティアスタッフ等による生活相談・学習支援を実施する（月曜拠点）	4月から3月まで毎週1回程度	葛飾区内民間施設など	延べ255人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ255人	5,336.5
	ボランティアスタッフ等による生活相談・学習支援を実施する（水曜拠点）	4月から3月まで毎週1回程度	葛飾区内民間施設など	延べ408人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ612人	
	ボランティアスタッフ等による生活相談・学習支援を実施する（あきみつ拠点）	4月から3月まで毎週5回程度	葛飾区内民間施設	若干名	子ども及びその保護者を含めた地域住民	延べ2,300人	
個別対応型による生活相談・学習支援事業	ボランティアスタッフ等を子どもの希望する場所に派遣し、生活相談・学習支援を実施する	4月から3月まで毎週4回程度	各家庭又は子どもの希望する場所	延べ357人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ255人	1,785.6
社会的自立支援のための生活訓練事業	クリスマス会、スポーツレクリエーション、年越しレクなどを実施する	4月から3月まで年4回程度	葛飾区内公共施設など	延べ30人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ56人	417.6
社会的自立や健全育成に関する情報提供事業	研修会での発表・報告や広報誌やHPによる各種情報提供を行う	4月から3月まで随時	葛飾区内公共施設及び団体事務所など	若干名	不特定多数	不特定多数	458.6
若者の社会的自立支援のための生活相談事業	ボランティアスタッフ等による生活相談を実施する	4月から3月まで毎月2回程度	葛飾区内民間施設など	延べ120人	葛飾区などに居住する若者及びその保護者	延べ120人	567.0

(2) 他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

実施しない。

令和8年度

事業計畫

特定非営利活動法人ハーフタイム

1 事業実施の方針

さまざまな生きづらさを抱えた子どもたちへの寄り添いに関して、拠点型生活相談・学習支援事業、個別対応型生活相談・学習支援事業、社会的自立支援のための生活訓練事業、並びに上記事業の提供を受けた若者の社会的自立支援のための生活相談事業などについて、ボランティアスタッフや関係機関・団体との連携を活用して実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 8,167.1 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
拠点型による生活相談・学習支援事業	ボランティアスタッフ等による生活相談・学習支援を実施する（月曜拠点）	4月から3月まで毎週1回程度	葛飾区内民間施設など	延べ255人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ255人	3,552.1
	ボランティアスタッフ等による生活相談・学習支援を実施する（水曜拠点）	4月から3月まで毎週1回程度	葛飾区内民間施設など	延べ408人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ612人	
	ボランティアスタッフ等による生活相談・学習支援を実施する（あきみつ拠点）	4月から3月まで毎週5回程度	葛飾区内民間施設	若干名	子ども及びその保護者を含めた地域住民	延べ2,300人	
個別対応型による生活相談・学習支援事業	ボランティアスタッフ等を子どもの希望する場所に派遣し、生活相談・学習支援を実施する	4月から3月まで毎週4回程度	各家庭又は子どもの希望する場所	延べ357人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ255人	2,648.0
社会的自立支援のための生活訓練事業	クリスマス会、スポーツレクリエーション、年越しレクなどを実施する	4月から3月まで年4回程度	葛飾区内公共施設など	延べ30人	葛飾区などに居住する子ども及びその保護者	延べ56人	649.5
社会的自立や健全育成に関する情報提供事業	研修会での発表・報告や広報誌やHPによる各種情報提供を行う	4月から3月まで随時	葛飾区内公共施設及び団体事務所など	若干名	不特定多数	不特定多数	597.0
若者の社会的自立支援のための生活相談事業	ボランティアスタッフ等による生活相談を実施する	4月から3月まで毎月2回程度	葛飾区内民間施設など	延べ120人	葛飾区などに居住する若者及びその保護者	延べ120人	720.5

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

実施しない。

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ハーフタイム

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費		276,000	276,000
正会員受取会費		276,000	
賛助会員受取会費		0	
2 受取寄附金		3,400,000	3,400,000
受取寄附金		3,400,000	
3 受取助成金等		2,746,000	2,746,000
令和7年度萬葉区子ども・若者支援活動費補助金		1,856,000	
日本善財団助成金（2025年分）		260,000	
日本善財団助成金（2026年分）		130,000	
民間助成金		500,000	
4 事業収益		2,150,550	2,150,550
視点型生活相談・学習支援事業収益		2,150,550	
個別対応型生活相談・学習支援事業収益		0	
生活訓練事業収益		0	
情報提供事業収益		0	
5 その他の収益		1,000	1,000
受取利息		1,000	
経常収益計			8,573,550
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		3,789,355	3,789,355
給料手当		3,789,355	
(2) その他経費		4,910,300	4,910,300
旅費交通費		64,800	
謝金		2,506,300	
印刷製本費		79,800	
食材・耗材費		1,269,000	
通信運搬費		186,000	
消耗品費		470,400	
賃借料		254,000	
保険料		30,000	
法定福利費		0	
支払手数料		0	
雜費		50,000	
事業費計			8,699,655
2 管理費			
(1) 人件費		201,645	201,645
給料手当		201,645	
(2) その他経費		1,381,440	1,381,440
旅費交通費		7,200	
謝金		11,700	
印刷製本費		0	
食材・耗材費		0	
通信運搬費		18,000	
消耗品費		9,600	
賃借料		754,560	
保険料		6,000	
法定福利費		529,380	
支払手数料		45,000	
租税公課		0	
雜費		0	
助成金返戻金		0	
管理費計			1,583,085
経常費用計			10,282,740
当期経常増減額 (A) - (B)			-1,709,190
(C) 経常外収益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D)			0
当期前当期正味財産増減額 ①+② - ③			-1,709,190
税引前正味財産額 ④			0
前期繰越正味財産額 ⑤			8,127,554
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			6,418,364

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 ハーフタイム

(単位：円)

科 目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	276,000 0	276,000
2 受取寄附金 受取寄附金	3,400,000	3,400,000
3 受取助成金等 令和8年度墓飾区子ども・若者支援活動費補助金 日本善意財団助成金（2026年分） 日本善意財団助成金（2027年分） 民間助成金	1,800,000 260,000 130,000 500,000	2,690,000
4 事業収益 拠点型生活相談・学習支援事業収益 個別対応型生活相談・学習支援事業収益 生活訓練事業収益 情報提供事業収益	2,200,000 0 0 0	2,200,000
5 その他の収益 受取利息	1,000	1,000
経常収益計		8,567,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費 給料手当	3,418,200	3,418,200
(2) その他経費 旅費交通費 謝金 印刷製本費 食材・軽食費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 保険料 法定福利費 支払手数料 雑費	64,800 2,475,000 47,500 1,274,000 162,000 460,600 220,000 0 0 0 45,000	4,748,900
事業費計		8,167,100
2 管理費		
(1) 人件費 給料手当	559,800	559,800
(2) その他経費 旅費交通費 謝金 印刷製本費 食材・軽食費 通信運搬費 消耗品費 賃借料 保険料 法定福利費 支払手数料 租税公課 雑費 助成金返戻金	7,200 25,000 2,500 26,000 18,000 9,400 754,560 40,000 520,000 45,000 0 5,000 0	1,452,660
管理費計		2,012,460
経常費用計		10,179,560
当期経常増減額 【A】 - 【B】		-1,612,560
【C】 経常外収益		
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②		-1,612,560
法人税・住民税及び事業税 ④ 前期繰越正味財産額 ⑤		0 6,418,364
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		4,805,804